
長万部町国土強靱化地域計画

(改訂版)

令和8年3月

北海道 長万部町

目 次

第 1 章 基本的な考え方	1
1-1 計画の策定趣旨	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の基本目標	3
第 2 章 脆弱性評価	4
2-1 脆弱性評価の考え方	4
2-2 対象とするリスク.....	5
2-3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	15
2-4 評価の実施手順	15
2-5 評価結果.....	16
第 3 章 長万部町強靱化推進方針	28
3-1 施策プログラム策定の考え方	28
3-2 施策推進の指標となる目標値の設定	28
3-3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定).....	28
3-4 推進事業の設定	28
3-5 長万部町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧.....	29
第 4 章 計画の進捗管理	46
4-1 計画の推進期間等.....	46
4-2 計画の推進方法	46
巻末：【別表 1】長万部町強靱化のための推進事業一覧 【別表 2】施策プログラム（施策項目）一覧	

第1章 基本的な考え方

1-1 計画の策定趣旨

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、平成 26（2014）年 6 月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、策定から 5 年が経過した令和元（2019）年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定された。

上記を踏まえ北海道では、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として「北海道強靱化計画」を平成 27（2015）年 3 月に策定、令和 2（2020）年 3 月に改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本町においても、東日本大震災や平成 28（2016）年北海道豪雨災害、平成 30（2018）年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「長万部町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

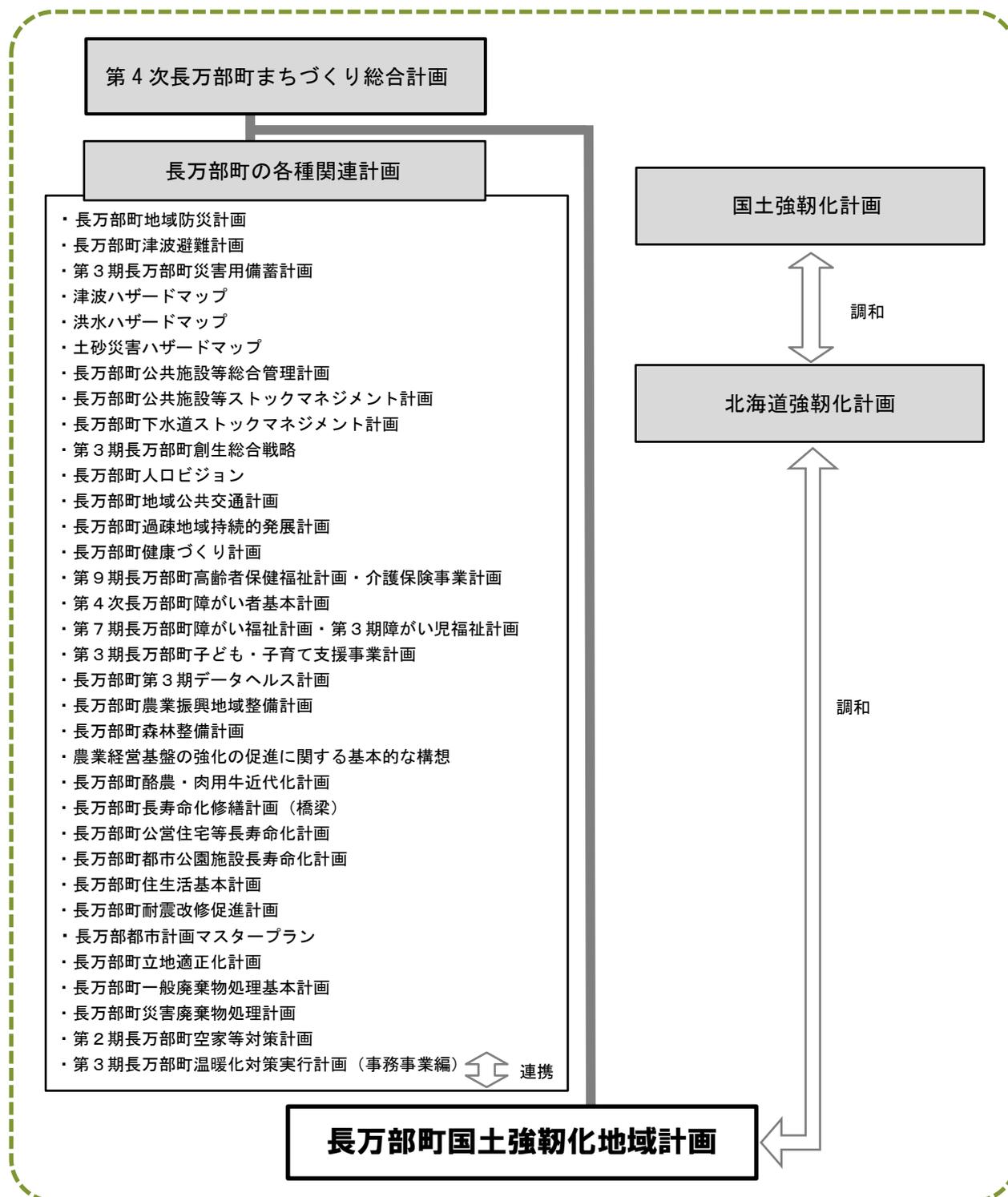
本町の自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、長万部町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の高齢化、人口減少、過疎化の進行といった課題に対応しつつ、地域を活性化して持続的な成長を実現するため必要不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、長万部町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町自らの強靱化と国や北海道に対するバックアップ機能を発揮するため、令和 3（2021）年 3 月に「長万部町国土強靱化地域計画」を策定したところであるが、策定から 5 年が経過し、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、国及び北海道において国土強靱化に関する計画の改定が行われ、防災・減災対策の一層の強化が図られていることを踏まえ、本町においても、地震・津波、豪雪・暴風雪等への備えやインフラ老朽化対策などを着実に推進する必要があることから、本計画について所要の見直し、時点修正を行うものである。

1-2 計画の位置づけ

「長万部町国土強靱化地域計画」は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。

このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携するとともに、北海道等の計画との調和を図りながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



1-3 計画の基本目標

長万部町の地域強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が有する特性と強みを活かしたバックアップ機能を強化して国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。

こうしたことから、人口減少対策や地域活性化対策など、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的な成長につながるものでなければならない。

長万部町の地域強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、長万部町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを長万部町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

■ 長万部町強靱化の目標

- ① 大規模自然災害から町民の生命・財産と長万部町社会経済機能を守る
- ② 長万部町の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献する
- ③ 長万部町の地域活性化と持続的成長を促進する

【参考：国土強靱化の理念】（部分抜粋）

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとする。

国土強靱化基本計画（2018年12月閣議決定）より部分抜粋

第2章 脆弱性評価

2-1 脆弱性評価の考え方

■ 基本的な方針

本町の強靱化の目標に基づき、これを達成する上での基本的な方針を次のように定める。

(1) 町自らの強靱化の達成

ア) 自然災害等に対する町の防災力を向上するため、防災施設の整備、災害対策機能の強化、防災教育・防災訓練の実施等、ハード・ソフト両面からの施策を積極的に推進するとともに、町内の各地区におけるコミュニティ機能や自主防災機能の活性化を図る。

イ) 少子高齢化、人口の減少、過疎化、産業の衰退など本町が直面する政策課題を克服するため、観光・農林業振興施策の推進による経済基盤の強化や企業誘致等による雇用の拡大等により、地域を活性化して持続的な成長を図る。

(2) 国・北海道全体の強靱化への貢献の達成

ア) 北海道における本町の地理的特性を生かし、国や北海道全体としての強靱化に貢献するため、道内外での大規模災害発生時において、救援や支援活動等の基盤となる総合的な防災拠点や交通路等を整備し、国や北海道に対するバックアップ機能の確立と最大限の発揮を図る。

イ) 本町が有する優れた食料供給能力を生かし、国や北海道全体としての強靱化に貢献するため、特に道外での大規模災害発生時における緊急の食料需要に対応できる備蓄及び供給の基盤を整備するとともに、農水産業振興施策への取組みを重視して将来にわたる農業及び水産業の生産力の確保及び向上を図る。

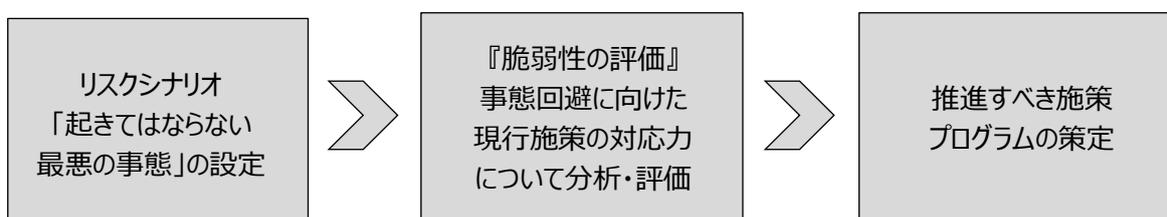
■ 計画策定の進め方

本町の強靱化に係る目標及び方針に基づく地域強靱化計画の策定に当たっては、本町で想定される自然災害等のリスクに対する脆弱性を分析・評価するとともに、評価を踏まえ推進すべき施策及び事業を明らかにして策定事務を進めるものとする。

脆弱性の評価は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセス(基本法第9条第5項)とされており、国や北海道の計画においても脆弱性の評価を踏まえた施策の推進方針が示されている。

このため、本町においても国や北海道が実施した脆弱性評価の手法を参考として施策検討を行い、計画の策定に資するものとする。

【脆弱性の評価を通じた施策検討の流れ】



2-2 対象とするリスク

2-2-1 想定するリスクの考え方

長万部町国土強靱化地域計画の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「大規模自然災害から町民の生命・財産と長万部町の社会経済機能を守る」という観点から、長万部町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)の目標設定の経緯に付記した「長万部町の強みを活かし、国・北海道の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、長万部町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-2-2 長万部町における自然災害リスク

① 地震・津波

(影響を及ぼすおそれのある活断層)

本町に影響を及ぼすと考えられる活断層は、黒松内低地断層帯と函館平野西縁断層帯である。このうち、黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。この断層を震源とする地震が発生した場合、本町においても、場所によっては震度7程度の揺れが想定されている。

表 2-1 本町に影響を及ぼすと考えられる活断層（黒松内低地断層帯）の将来の地震発生確率等

項目	将来の地震発生確率等 (注1)	信頼度 (注2)	備考
地震後経過率(注3)	1.0 - 1.6以下	c	発生確率及び集積確率は文献「地震調査研究推進本部地震調査委員会(2001)」による。
今後30年以内の地震発生確率	2% - 5%以下		
今後50年以内の地震発生確率	3% - 9%以下		
今後100年以内の地震発生確率	7% - 20%以下		
今後300年以内の地震発生確率	20% - 40%以下		
集積確率(注4)	50% - 90%より大 もしくはそれ以下		

出典：「黒松内低地断層帯の長期評価について」平成17年4月13日地震調査研究推進本部地震調査委員会

【前表の注】

※地震調査研究推進本部は、地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関。

※震度予想は、北海道防災会議・地震火山対策部会地震専門委員会・想定地震見直しに係るワーキンググループ「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」による

- 注 1：評価時点はすべて平成 17（2005）年 1 月 1 日現在。「ほぼ 0%」は 10-3%未満の確率値を示す。なお、計算にあたって用いた平均活動間隔の信頼度は低い（△）ことに留意されたい。
- 注 2：地震後経過率、発生確率及び現在までの集積確率（以下、発生確率等）の信頼度は、評価に用いた信頼できるデータの充足性から、評価の確かさを相対的にランク分けしたもので、a から d の 4 段階で表す。各ランクの一般的な意味は次のとおりである。
- a：（信頼度が）高い b：中程度 c：やや低い d：低い
- 発生確率等の評価の信頼度は、これらを求めるために使用した過去の活動に関するデータの信頼度に依存する。信頼度ランクの具体的な意味は以下のとおりである。分類の詳細については付表を参照のこと。なお、発生確率等の評価の信頼度は、地震発生の切迫度を表すのではなく、発生確率等の値の確からしさを表すことに注意する必要がある。
- 発生確率等の評価の信頼度
- a：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が比較的高く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が高い。
- b：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が中程度で、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性が中程度。
- c：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼性がやや低い。
- d：過去の地震に関する信頼できるデータの充足度が非常に低く、これを用いて求めた発生確率等の値の信頼度が低い。
- このため、今後の新しい知見により値が大きく変わる可能性が高い。または、最新活動時期のデータが得られていないため、現時点における確率値が推定できず、単に長期間の平均値を確率としている。
- 注 3：最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。今回評価した数字のうち 1.0 は 4900 年を 5000 年で割った値であり、1.6 は 5900 年を 3600 年で割った値である。
- 注 4：前回の地震発生から評価時点までの間に地震が発生しているはずの確率。

（地震・津波の想定）

○地震

北海道地域防災計画の「北海道における想定地震津波」に沿った考え方を基本とする。

北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定し、これらのモデルを対象に、地震動の被害想定調査を平成 24（2012）年度から行っている。平成 26（2014）年度に、渡島・胆振・日高の地震被害想定調査の結果をとりまとめ公表している。

被害が最も大きい本町の想定結果は、8 頁に示す表のとおりで、黒松内低地断層帯の地震で冬の早朝または冬の夕方に震度 6.8 が発生した場合、死者 9 名、避難者 2,428 名、全壊棟数 524 棟と想定されている。

○津波

東日本大震災の経験を踏まえて北海道が新たに津波浸水予測を見直し、平成 24（2012）年 6 月 28 日に公表したシミュレーション結果を基に作成した「長万部町津波ハザードマップ・津波ハンドブック」の被害想定とする。想定される津波の高さは最大で 6.0m 以上 7m 未満で、浸水する範囲は広範囲にわたり、とくに、長万部地区や北部の地域、国道 5 号や JR 函館本線より海側の地域、河川の近く等は概ね浸水することが想定されている。

(北海道内の過去の被害状況)

- 太平洋沖における海溝型地震(日本海溝・千島海溝型地震)
 - ・根室沖における 30 年以内に M7.9 程度の地震発生確率は、60%程度
(H26 地震調査研究推進本部長期評価)
- 内陸型地震(H26 地震調査研究推進本部長期評価)
 - ・北海道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・黒松内断層帯の発生確率 …… M7.3 程度以上、30 年以内に 2%~5%以下
- 過去の被害状況
 - ・北海道南西沖地震(1993 年)M7.8、最大震度 6(推定)
最大遡上高 30m 以上、死者・行方不明者 229 人
 - ・十勝沖地震(2003 年)…M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m
死者・行方不明者 2 人
 - ・北海道胆振東部地震(2018 年)M6.7、最大震度 7、死者 44 人

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年(2025 年) 3 月)」

表 2-2 本町での地震被害想定結果（最も大きい被害想定：黒松内低地断層帯（モデル 45_4）の地震）

被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	9 箇所	9 箇所	9 箇所
		崩壊危険度 B (箇所)	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		崩壊危険度 C (箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	518 棟	198 棟	518 棟
		揺れによる半壊棟数	799 棟	459 棟	799 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2 棟	2 棟	2 棟
		液状化による半壊棟数	3 棟	3 棟	3 棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	4 棟	4 棟	4 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	9 棟	9 棟	9 棟
	計	全壊棟数	524 棟	204 棟	524 棟
		半壊棟数	811 棟	472 棟	811 棟
(4)火災被害		全出火件数	2 件	1 件未満	18 件
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	9 件
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	9 棟
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9 人	1 人	7 人
		揺れによる重傷者数	7 人	3 人	5 人
		揺れによる軽傷者数	128 人	39 人	90 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	4 人	1 人	2 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	2 人
	計	死者数	10 人	2 人	7 人
		重傷者数	9 人	4 人	7 人
		軽傷者数	132 人	40 人	94 人
	避難者数	避難所生活者数	1,574 人	1,206 人	1,578 人
避難所外避難者数		848 人	649 人	850 人	
避難者数計		2,421 人	1,855 人	2,428 人	
(6)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	198 箇所	198 箇所	198 箇所
		断水世帯数(直後)	2,909 世帯	2,909 世帯	2,909 世帯
		※断水人口(直後)	6,100 人	6,100 人	6,100 人
		断水世帯数(1日後)	2,566 世帯	2,566 世帯	2,566 世帯
		※断水人口(1日後)	5,382 人	5,382 人	5,382 人
		断水世帯数(2日後)	2,555 世帯	2,555 世帯	2,555 世帯
		※断水人口(2日後)	5,358 人	5,358 人	5,358 人
		復旧日数(人員 1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員 1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	6.2km	6.2km	6.2km
		機能支障世帯数	346 世帯	346 世帯	346 世帯
		※機能支障人口	726 人	726 人	726 人
		復旧日数(人員 1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員 1/4)	-	-	-
(7)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	17 箇所	17 箇所	17 箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	34 箇所	34 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		通行支障箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所
		通行支障箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所

出典：北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会「全道の地震被害想定調査結果・市町村ごとの被害想定結果（平成 30 年 2 月公表）」

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある。上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない。また、ガスについては想定結果の公表はされていない。

② 火山噴火

(火山噴火の想定)

北海道には全国 50 か所の常時観測火山のうち 9 か所が存在し、そのうち、駒ヶ岳と有珠山が噴火湾に面して存在している。

本町における火山噴火に伴う直接被害としては、駒ヶ岳防災ハンドブックに示されている降灰被害があり、10cm 以上の降灰が起こり得るものとされている。

また、駒ヶ岳と有珠山の周辺自治体では防災体制が構築され、駒ヶ岳では森町、鹿部町、函館市、七飯町、有珠山では伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町の連携体制が構築されている。

本町はこれらの自治体に近接し広域的な防災体制への寄与を踏まえるべきであり、これら 2 つの火山の噴火を想定する。

(北海道内の過去の被害)

○常時観測火山 全国 50 火山(うち北海道内 9 火山*)

*雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、大雪山、恵山、倶多楽

○過去の被害状況

・1900 年以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生

・2000 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年(2025 年) 3 月)」

○駒ヶ岳の噴火

・駒ヶ岳は、古文書等に記録が残されている 1640 年の大噴火を含め現在まで 4 回の大噴火、1 回の中噴火、10 回の小噴火を繰り返している。

・近年の大噴火としては、1929 年(昭和 4 年)に大規模なマグマ噴火があり、泥流を伴い山林耕地の被害、死者 2 名、負傷者 4 名の被害を受けた。以降、1 回の中噴火、4 回の小噴火が発生し、直近の 2000 年(平成 12 年)9 月 4 日、小噴火が 11 月 8 日まで複数回起き、噴煙高度 2,000m 以上を数回発生。

・2011 年(平成 23 年)10 月 1 日、気象庁が噴火警戒レベル 1、平常)の噴火レベルの継続を発表した。現在火山活動に応じた入山規制があり、山頂部の剣ヶ峰部分の登山は禁止されている。

出典：駒ヶ岳火山防災会議協議会(森町・鹿部町・函館市・七飯町)「駒ヶ岳火山防災ハンドブック」

③ 豪雨/暴風雨/竜巻

(洪水の想定)

令和元(2019)年に北海道渡島総合振興局が作成した「長万部川水系長万部川洪水浸水想定区域図」に基づき、浸水する範囲を示した「長万部町防災ハザードマップ(洪水・土砂ハザードマップ)(令和 4 年 3 月)」を発行している。

本町の水防区域(市街地における低地帯の浸水予想区域)は、令和 7 年 3 月現在、長万部町地域防災計画(資料編)において次表に示すとおりとなっている。

表 2-3 水防区域（市街地における低地帯の浸水予想区域）

No.	危険区域の現況				予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設 (棟)	道路	その他
1	国縫	国縫6区	1.0	排水の溢水	13	-	町道1	-
2	中ノ沢	中ノ沢駅前	0.6	〃	8	-	町道1	-
3	長万部	元町9区	2.0	〃	30	-	町道3	-
4	長万部	陣屋町	1.5	〃	22	-	町道2	-
5	長万部	本町	1.5	〃	21	-	町道3	-
6	長万部	大町	3.5	〃	45	-	町道5	-
7	長万部	新開町	4.0	〃	33	新開寿の家	町道5	-
8	平里	平里	0.2	〃	3	-	-	-
9	静狩	静狩7・8区	2.5	〃	18	-	町道1	-
10	長万部	温泉町	1.0	〃	8	-	-	-

出典：長万部町「長万部町地域防災計画（資料編）」

（北海道内の過去の被害）

- ・過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.9 個（全国平均約 11.7 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が北海道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- ・特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（7号・9号・10号・11号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者 4 人・行方不明者 2 人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟）
- ・将来の降雨の変化等に関する評価
（2021 年 4 月気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会）
- ・全国平均に比べ降雨量の増加率が高いとの予測
- ・1991 年から 2024 年の間に、51 の竜巻等突風が発生
- ・2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 人の死者が発生

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年（2025 年）3月)」

④ 豪雪/暴風雪

（暴風雪の想定）

寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生している。

本町の過去の暴風雪による災害対応を踏まえ、道路通行止めのため帰宅困難者発生による避難所開設、人工透析患者の送致、集乳、観光バス等の立ち往生車両の救出及び、視界不良（ホワイトアウト）による交通事故を想定する。

- ・寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生

- ・2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、9 名の死者が発生

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年（2025 年）3月)」

⑤ 土砂災害

(土砂災害の想定)

本町は、北海道から指定された地区を対象に、土砂災害発生のおそれのある箇所や区域を示した「土砂災害ハザードマップ」を作成している。

本町の土砂災害危険箇所等は、令和 8（2026）年 3 月現在、長万部町地域防災計画（資料編）において、次表に示す土砂災害特別警戒区域 19 か所、土砂災害警戒区域 28 か所となっている。

表 2-4 土砂災害危険箇所等

(令和 8 年 3 月 1 日現在)

No.	種別	字	区域名	箇所番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	指定年月日
1	急傾斜地	新開町	長万部新開	I-2-353-1391	○	○	H27. 2. 27
2		南栄町	長万部南栄 3	I-2-354-1392	○	○	H27. 2. 27
3		高砂町	長万部高砂 1	I-2-355-1393	○	○	H27. 2. 27
4		高砂町	長万部高砂 2	I-2-356-1394	○	○	H27. 2. 27
5		高砂町	長万部高砂 3	I-2-357-1395	○	○	H27. 2. 27
6		高砂町	長万部高砂 4	I-2-358-1396	○	○	H27. 2. 27
7		大峯	長万部大峯	I-2-359-1397			
8	崩壊危険箇所	豊津	長万部豊津	II-2-253-1036	○	○	H30. 2. 23
9		豊野	長万部豊野	II-2-254-1037	○	○	H30. 2. 23
10	土石流危険渓流	中ノ沢	長万部中ノ沢	II-2-255-1038			
11		南栄町	長万部南栄 2	II-2-256-1039	○	○	H27. 2. 27
12		栄原	長万部栄原	II-2-257-1040	○	○	R2. 3. 13
13		共立	長万部共立	II-2-258-1041	○	○	R2. 3. 13
14		静狩	長万部静狩	II-2-259-1042	○	○	H29. 5. 19
15		南栄町	長万部南栄 1	III-2-87-468	○	○	H27. 2. 27
16		静狩	隧道の沢	II-23-0010	○	○	H29. 5. 19
17	共立	中森の沢	II-23-0020	○	○	R2. 3. 13	
18	共立	オタモイ川	I-23-0030	○		R2. 3. 13	
19	双葉	保坂の沢	II-23-0040	○		R2. 3. 13	
20	双葉	メムナイ川	II-23-0050	○		R2. 3. 13	
21	栗岡	栗の木岱 1 号線の沢	II-23-0070	○		R2. 3. 13	
22	栗岡	丹波の沢	II-23-0080	○	○	R2. 3. 13	
23	富野	オバルベツ川	II-23-0090	○		R2. 3. 13	
24	花岡	若松の沢	II-23-0110				
25	国縫	前田の沢	II-23-0120	○		R1. 7. 5	
26	茶屋川	渡辺の沢	II-23-0130	○		R1. 7. 5	
27	豊野	藤野の沢	II-23-0140	○	○	H30. 2. 23	
28	豊津	田中の沢 1	II-23-0150			H30. 2. 23	

出典：長万部町「長万部町地域防災計画（資料編）」

⑥ 山地災害

(山地災害の想定)

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、官公署、学校、病院、道路等の公共施設等や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区で、地形地質等が一定の基準以上の地区を調査把握したものであり、北海道が危険個所を示している。

本町の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険区が 3 か所、地すべり崩壊危険区が 1 か所、崩壊土砂流出危険区が 30 か所指定されている。

出典：長万部町「長万部町地域防災計画（資料編）」

2-2-3 町外(道外)における主な自然災害リスク

① 首都直下地震

○発生確率・・・M7.3 程度、30 年以内に 70%

○被害想定・・・死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、

経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年(2025 年) 3 月)」

② 南海トラフ地震

○発生確率・・・M8~9 以上、30 年以内に 80%程度

○被害想定・・・死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、建物全壊 209.4 万棟、

経済被害 213.7 兆円、被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)

出典：北海道「北海道強靱化計画(令和 7 年(2025 年) 3 月)」

表 2-1 長万部町の災害記録

(令和 8 年 2 月現在)

発生年次	件名	備考
1856 年 (安政 3 年) 8 月 26 日	駒ヶ岳大噴火	
1899 年 (明治 32 年) 6 月 3 日	大雨	町内各河川増水 紋別川仮橋流失
1913 年 (大正 2 年) 8 月	暴風雨	
1916 年 (大正 5 年) 7 月 2 日	豪雨	床上浸水 6 戸 床下浸水 38 戸農業施設に被害
1920 年 (大正 9 年) 9 月 23 日	暴風雨	家屋 30 戸に被害
1954 年 (昭和 29 年) 10 月 1 日	台風 15 号	風倒木多数
1955 年 (昭和 30 年) 7 月 3~4 日	豪雨	床下浸水 35 戸 農作物・河川・道路被害
1961 年 (昭和 36 年) 4 月 4 日	豪雨雪解水	河川氾濫 浸水家屋 97 戸、道路決壊 3 橋流失 1、堤防決壊 7 護岸決壊 12、農業施設に被害
1963 年 (昭和 38 年) 2 月 12 日	猛吹雪	電話不通停電
1963 年 (昭和 38 年) 9 月 18 日	大雨	河川決壊 13、道路決壊 2、橋決壊 2
1968 年 (昭和 43 年) 5 月 16 日	十勝沖大地震	マグニチュード 7.8
1968 年 (昭和 43 年) 8 月 21 日	大雨	住宅浸水、河川決壊
1975 年 (昭和 50 年) 8 月 19~24 日	台風 5 号 台風 6 号	鉄道不通、 床上浸水 69 戸 床下浸水 185 戸
1977 年 (昭和 52 年) 8 月 7 日	有珠山噴火	噴火湾の養殖ホタテに降灰
1981 年 (昭和 56 年) 8 月 22~23 日	台風 15 号	最大風速 30m 床上浸水 5 戸、下浸水 55 戸 道路決壊 1、河川氾濫 5 農業施設・漁業施設に被害
1985 年 (昭和 60 年) 9 月 1 日	台風 13 号	床上浸水 73 戸、床下浸水 251 戸 土木施設に被害
1993 年 (平成 5 年) 7 月 12 日	北海道南西沖地震	マグニチュード 7.8 の大地震 住宅、店舗、土木施設、公共施設被害
1999 年 (平成 11 年) 8 月 2 日	大雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 19 戸 護岸決壊 2、河川決壊 4 路肩決壊 2、農業施設に被害
2002 年 (平成 14 年) 8 月 5 日	大雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 6 戸 河川決壊 17、路肩決壊 6
2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日	東日本大震災	日本における観測史上最大のマグニチュード 9.0 の巨大地震 ホタテ養殖施設等水産業に大きな被害
2012 年 (平成 24 年) 9 月 25 日	大雨ひょう竜巻	床上浸水 2 戸、床下浸水 17 戸 社会福祉施設等に被害
2013 年 (平成 25 年) 8 月 9 日	大雨	床上浸水 3 戸、床下浸水 10 戸
2016 年 (平成 28 年) 8 月 30~31 日	台風 10 号	住家一部破損等 72 戸農業、水産業、林業被害 停電 1,614 戸

2017年（平成29年）9月17～18日	台風18号	非住家一部破損等 4戸 倒木、冠水
2018年（平成30年）7月5日	大雨	床下浸水 1戸 路肩決壊 1 冠水、流失等 農業、林業被害
2018年（平成30年）9月4日	台風21号	住家一部破損等 8戸 非住家一部破損等 1戸 停電 140戸 林業被害

出典：長万部町「長万部町地域防災計画（資料編）」

2-3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の「基本計画」や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など長万部町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、長万部町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 2-5 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	厳寒期を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道ガス等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

2-4 評価の実施手順

前項で定めた19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、北海道、民間事業者など町以外の実施主体による取組を含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

2-5 評価結果

7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果は以下のとおりである。

2-5-1 「人命の保護」に関する事項

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(公共施設等の耐震化)

- 長万部町公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）において、公共施設等の耐震化割合は、44.2%となっている。法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 学校、町民文化系施設、社会教育系施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、上記計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 公営住宅は、8団地、延べ床面積の合計は約20,542㎡となる。（令和2年4月現在）
「長万部町公営住宅長寿命化計画（令和2年3月策定）」に沿って点検を行い、修繕・建替を適切に行う必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 災害対策基本法や長万部町国土強靱化地域計画に基づき指定緊急避難場所、指定避難所を指定しているが、町民等への更なる周知啓発が必要であり、平成30（2018）年3月に北海道より浸水想定区域が公表されていることから、それに応じた新たな指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行う必要がある。
- 災害時の指定避難所等として活用される公共施設等について、耐震改修、バリアフリー化なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。
- 要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等や在宅者への支援も視野に入れた避難場所の整備を図る必要がある。
- 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、企業団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等も図り、さらに、救援用物資集積基地の設置を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。
- 本町は、立地特性から、北海道縦貫自動車道のほか、札幌と函館を結ぶ国道5号をはじめ、室蘭に通ずる国道37号、日本海へ向かう国道230号など、広域的幹線道路の結節地となっている。また、渡島半島横断道路（地域高規格道路）の整備も進められており、道路交通の要衝としての機能がさらに強化されつつある。平成19年には、3・4・6駅前通が開通し、長万部駅と国道5号をつなぐ新たな動線が整備されており、将来の北海道新幹線長万部駅を核とした交通環境の整備を含めたまちづくりが課題となる。

(その他)

○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・公共施設等の耐震化割合 ----- 44.2% (H29現在)
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の箇所数 ----- 53箇所 (R7)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

○土砂災害警戒区域の指定については、国・北海道と連携し、必要な調査を行うとともに、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域のハザードマップ作成・更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(土砂災害警戒区域の整備)

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では未整備箇所が数多く残されており、国や北海道の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進める必要がある。
- 山地災害危険地区を対象に治山施設整備と森林の維持造成を進めているが、進捗途上であり、一層の推進が求められる。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある

【指標(現状値)】

- ・土砂災害警戒区域指定数 ----- 28箇所 (R7)
- ・土砂災害特別警戒区域指定数 ----- 18箇所 (R2)
- ・土砂災害ハザードマップの作成 ----- 作成済 (R2)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

○今後新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。また、それに応じた海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を行う必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 本町は噴火湾に面し長大な海岸延長を有しており、低気圧や台風の大型化に伴い波浪による越波被害や浸水被害が発生し、地域住民の安全安心な生活を脅かすことがないよう、今後、施設整備の一層の促進が求められる。
- 海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、建設後相当の年月を経過した施設が多く、今後さらに増加する傾向にあることから、劣化や損傷の状態に応じて、適切な時期に修繕を行うなど、ライフサイクルコストの縮減に努めながら老朽化した施設の機能を回復させる必要がある。
- 津波エネルギーの減衰効果がある海岸防災林の整備については、モデル地区において検討した津波による被害軽減に効果的な整備手法を踏まえた一層の整備推進が必要である。

【指標(現状値)】

- ・津波ハザードマップの作成状況 ----- 作成済 (H25)
- ・津波避難計画の作成状況 ----- 作成済 (H25)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 本町では、国や北海道の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施しているが、今後とも、関係機関と連携し、浸水想定区域図の充実と一層の活用を図る。
- 内水ハザードマップについては、国や北海道と連携して作成を検討する必要がある。

(河川改修等の治水対策)

- 北海道と本町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備、支障木の伐採処理などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川の改修に重点化するなど、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水機場や雨水管渠などの排水施設の整備を進める必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、老朽施設の修繕等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【指標(現状値)】

・洪水ハザードマップの作成・公表 ----- 作成・公表済 (R2)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

- 北海道では、「道路管理に関する検討委員会」を設け、冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行っている。本町においても国・北海道と連携し、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(防雪施設の整備)

- 各道路管理者(国、北海道、町)においては、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者(国、北海道、町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標(現状値)】

・除排雪車両台数(借上含む) ----- 47台 (R7)

1-6 厳寒期を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

○災害時の公共交通機関の運行停止や通行止めによる町民・観光客・道路利用者などの帰宅困難者の発生のほか、積雪・凍結など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(厳寒期を想定した避難所等の対策)

○積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標(現状値)】

- ・暖房器具の備蓄状況----- 毛布：2,157枚、ポータブル石油ストーブ：15台、
発電機8台 (R7)
- ・避難所運営マニュアルの策定----- 作成済 (H29)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 現在、北海道により、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められている。本町としても、被害軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国や北海道が中心となり、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備と機能強化が進められている。本町としても同システムへ参画し、国・北海道と連携した迅速な災害対策を図る必要がある。
- 北海道では防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、市町村との情報共有を図り、住民等へ伝達している。今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、本町としても災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

(自主防災組織の結成)

- 地域防災力の向上に向け、北海道の「地域防災マスター制度」などを活用し、自主防災組織の結成や人材育成を図る必要がある。
- 自主防災組織による災害情報等の情報連絡体制を確保するため、更なる地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 住民の人命保護のため、北海道の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、必要に応じて本町の避難勧告等の発令基準の見直し等、改善を進める必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

- 住民への災害情報の伝達に必要な「緊急速報メール」の利用登録促進と機能の充実を図るとともに、「防災ラジオ」「Lアラート(公共情報コムズ)」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた設備を整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国や北海道など関係機関との連携のもと、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要配慮者に対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、本町における避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画を策定する必要がある。

(防災教育推進)

- 防災教育の推進に向けて、町民や企業、団体、小中学校、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。
- 小中学校においては、各家庭への緊急連絡の際に学校連絡網フェアキャストを導入し、すべての家庭に迅速かつ正確な情報を伝達している。必要に応じて、地域・学校の実情の検証を行い、一層の効果的な取り組みを検討する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、北海道との連携のもと、総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、衛星携帯電話の導入を検討する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・防災ラジオ貸与数 ----- 2,673台 (R8)
- ・消防救急デジタル無線 ----- 整備済
- ・緊急速報メールの普及 ----- 整備済

2-5-2「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、北海道が作成している活動指針等の見直しなどによる支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設営場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携を図り、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため北海道と連携して啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担も配慮のうえ、非常時物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・防災関係の協定件数（民間企業、団体・行政機関） -----28件（R7）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 防災関係機関で構成する「長万部町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や総合防災訓練など関係行政機関との連携を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模自然災害時について、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関が連携した取り組みを推進する必要がある。

(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 消防救急無線のデジタル化が完了しており、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標(現状値)】

・消防救急無線デジタル化の状況 ----- 完了済（H28年6月）

<p>2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺</p> <p>(医療支援チームによる医療支援)</p> <p>○災害発生時における被災地域への医療支援チーム派遣について、北海道が中心となって組織する協力体制において本町の役割を十分に果たす必要がある。</p> <p>(災害時における福祉的支援)</p> <p>○北海道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」を組織している。本町においては同組織について町内福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所への人的支援の促進を図る必要がある。</p> <p>(防疫対策)</p> <p>○災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生や、まん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。</p>
<p>【指標(現状値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づく予防接種、麻しん・風しんワクチンの接種率-----95% (R6) ・避難所用簡易トイレの備蓄 ----- 135台 (R7)

2-5-3 「行政機能の確保」に関する事項

<p>3-1 町内外における行政機能の大幅な低下</p> <p>(町の災害対策本部機能の強化)</p> <p>○地域防災計画の見直しや業務継続計画の作成などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。</p> <p>○消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。</p> <p>○防災拠点となる役場庁舎は、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため耐震性を維持する必要がある。</p> <p>(町の業務継続体制の整備)</p> <p>○地域防災計画に「業務継続計画（BCP）」を位置づけており、今後、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うとともに、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。</p> <p>(IT部門における業務継続体制の整備)</p> <p>○業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、IT技術の発展を考慮し必要に応じてIT部門の業務継続計画(IT-BCP)の精査等を図る必要がある。</p>
<p>【指標(現状値)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の消防団員数 ----- 134人 (R7年12月) ・消防団活動・安全管理マニュアル策定状況----- 策定済 (H26年2月) ・役場庁舎の耐震状況 ----- 耐震済 (H10) ・業務継続計画の策定状況 ----- 作成済 (H30)

2-5-4「ライフラインの確保」に関する事項

4-1 エネルギー供給の停止
(再生可能エネルギーの導入拡大) ○北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、北海道における再生可能エネルギーの導入は今後さらなる拡大が期待できることから、北海道が設定している導入目標の実現に向け、本町としてもエネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。
(電力基盤の整備) ○被災による停電時に備え、非常用電源や太陽光発電・蓄電池・EVなどの導入を推進する必要がある。
(多様なエネルギー資源の活用) ○エネルギー構成の多様化を推進するため、天然ガス自動車の普及などの天然ガスの利用拡大に向けた取組を促進する必要がある。
(避難所への石油燃料供給の確保) ○北海道では、災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油販売団体との間で協定や覚書を締結している。本協定等が災害時に有効に機能するよう、本町においても北海道と協力して平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
【指標(現状値)】 ・公共施設の再エネ設備の導入 ----- 2カ所 (R7) ・公用車のEV導入 ----- 4台 (R7)

4-2 食料の安定供給の停滞
(農水産業の体質強化) ○現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効率的に推進する必要がある。
(食料品の販路拡大) ○大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、農水産業と観光・交流産業との連携による「長万部ブランド」の発信と高付加価値化による農水産物等の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。
【指標(現状値)】 -

4-3 上下水道ガス等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

○災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策など、今後策定予定の水道ビジョンに基づく計画的な整備が必要である。また、今後、更新期を迎える施設については、将来の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの対策を推進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、各配水系統間連絡管などの整備を進めるとともに、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道BCPの策定)

○災害時に備え、本町所管の下水道施設のBCPを改定し運用する。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

○地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化の着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせない最適整備構想に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

(ガス管・ガス施設の耐震化、老朽対策等)

○低圧ガス導管の耐震化率向上に向けた取組を進めていく必要がある。

○ガスホルダーについて、老朽化した有水ガスホルダーから新耐震基準に適合した球形ガスホルダーの設置が必要である。

【指標(現状値)】

・下水道BCPの策定状況----- 改定済 (R1)

・低圧導管の耐震化率----- 93.0% (R7)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

○落石や岩石崩落などの要対策箇所や路面性状調査により舗装修繕等の必要な箇所について、順次、対策工を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

○橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(北海道新幹線の整備)

○東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基幹となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現する必要がある。

○本州方面への食料供給に欠かせない貨物鉄道輸送の機能性・安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するため、青函共用走行区間の走行問題に関する抜本的解決を早期に図る必要がある

(鉄道施設の耐震化)

○発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

【指標(現状値)】

- ・路面性状調査の要対策箇所の対策率 ----- 0% (R7)
- ・橋梁の予防保全率 ----- 79% (R7)
- ・長万部町橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 ----- 策定済 (R3)

2-5-5「経済活動の機能維持」に関する事項

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
(本社機能や生産拠点等の立地) ○東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再調策を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
(企業における業務継続体制の強化) ○中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。
【指標(現状値)】 -

2-5-6「二次災害の抑制」に関する事項

6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(森林の整備・保全) ○本町は町域の約7割となる約2万3千haの林野面積を有している。大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や作業道の整備を計画的に推進する必要がある。 ○災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカ、野ネズミなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。
(農地・農業水利施設等の保全管理) ○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。 ○農業水利施設については、国と情報を共有し適切に維持管理を実施し、老朽化対策を促進することが必要である。
【指標(現状値)】 -

2-5-7「迅速な復旧・復興等」に関する事項

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
(災害廃棄物処理計画に基づく処理体制) ○災害廃棄物処理の具体的な対応が求められる自治体として、「長万部町災害廃棄物処理計画」に基づき迅速な処理体制を構築し、各種対策を講じる必要がある。
(地籍調査情報の管理) ○災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査結果等の情報を適切に管理する必要がある。
【指標(現状値)】 ・災害廃棄物処理計画の策定状況 ----- 策定済 ・地籍調査の実施率 -----41% (R7)
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
(災害対応に不可欠な建設業等の事業者との連携) ○大規模災害の発生により、行政機関等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が効果的かつ効率的に行われるよう、建設業等の事業者と、更なる連携強化や専門的技術等の活用を図る必要がある。
(建設業の担い手確保) ○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、北海道内の建設業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は低い水準にある。災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。
【指標(現状値)】 -

第3章 長万部町強靱化推進方針

3-1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、長万部町における強靱化施策の取組方針を示す「長万部町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、19の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに取りまとめる。

3-2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進歩や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3-3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本計画の基本目標(P3)を踏まえ、長万部町の総合計画である『第4次長万部町まちづくり総合計画』で掲げる「安心・安全で暮らしやすいまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、長万部町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、『第2期長万部町創生総合戦略』等の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、20の重点化すべき施策項目を設定した。

3-4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、長万部町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

3-5 長万部町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧

3-5-1 カテゴリー 1 / 「人命の保護」に関する事項

事態1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(1)住宅・建築物等の耐震化【重点】

- ・「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・新たに耐震診断が義務づけられた宿泊施設等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。
- ・小中学校・高校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。

(2)建築物等の老朽化対策【重点】

- ・公共建築物の老朽化対策については、「長万部町公共施設等総合管理計画」「長万部町公共施設等ストックマネジメント計画」をはじめ、各種長寿命化計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- ・民間建築物の老朽化対策については、社会資本整備交付金等の支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や建替等の促進を図る。

(3)避難場所等の指定・整備

- ・災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。
- ・災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
- ・学校施設等、避難所に指定されている施設については、車椅子利用者用トイレ、スロープ・エレベーター等による段差の解消を促進する。

(4)緊急輸送道路等の整備【重点】

- ・救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、主要幹線となる国道の迂回路となる道道の整備促進を北海道に対して働きかけるとともに、橋梁を含む町道の拡充や強化、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化等の計画的な整備を推進する。

(5)地盤等の情報共有

- ・造成地に関する変動予測調査など、宅地造成等に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
公営住宅の長寿命化	中部・神社下・あやめ・はまなす団地の改修：183戸(令和7～11年度)
町内小中学校のバリアフリー化	車椅子使用者用トイレ、スロープ・エレベーター等による段差解消

【推進事業】

- ・社会福祉施設整備事業【保健福祉】
- ・社会資本整備総合交付金（住宅事業）【建設】
- ・防災・安全交付金(住宅事業)【建設】
- ・学校施設環境改善交付金【教育】
- ・防災・安全交付金(河川事業)【建設】
- ・都市構造再編集集中支援事業【新幹線】
- ・道路メンテナンス補助事業【建設】
- ・公立学校施設等整備事業債【教育】

事態1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

(1)警戒避難体制の整備

- ・土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、国・北海道と連携し、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。

(2)砂防施設等の整備

- ・国や北海道の取組と連携し、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施する。
- ・国や道の取組と連携し、山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点・から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。

(3)噴火による広域避難者の受け入れ体制の整備

- ・駒ヶ岳や有珠山等の火山噴火による町外からの広域避難者受け入れを想定し、近隣自治体として迅速に受け入れられるよう、避難所に加え、受入施設を確保する等、体制の整備を図る。

【推進事業】

- ・森林整備事業【産業】
- ・土砂災害基礎調査【総務】
- ・防災・安全交付金(砂防等事業)【建設】
- ・治山事業【産業】
- ・社会資本整備総合交付金【建設】

(1)津波避難体制の整備

- ・国や北海道による新たな津波浸水想定の設定がなされた場合には、「長万部町津波避難計画」や「長万部町防災ハンドブック」の見直しを進め、速やかに町民へ周知を行うとともに、在住外国人に対しても周知を図る。
- ・津波到達時間までに避難先に到達できない避難困難地域について、地域の実情に応じた避難方法の検討を進め、解消に向けた取り組みを進めるとともに、津波避難施設については、民間建物の活用や、町有施設建設時に津波緊急避難施設の機能を併せ持たせるなど、平時の有効活用の視点を持った整備を促進する。
- ・「長万部町津波避難計画」等に基づき、避難場所の周知や津波避難施設の見直しに伴う海拔表示シートの設置等について計画的に進めるとともに、津波避難を円滑かつ確実に実施するため、津波避難路の整備を推進し、津波避難路上の橋梁の計画的な修繕に取り組む。
- ・町内会活動との連携を強め、避難行動要支援者等の避難支援計画の作成、災害時の避難施設への誘導、平常時の見回り等、自助・共助による地域防災体制の整備を進める。
- ・長万部駅について、線路により分断された東西市街地を結ぶ避難路として、自由通路と駅西口アクセス道路を新設する。
- ・駅周辺施設について、高高架の構造特性を活用し、津波発生時に一時避難場所としての機能を確保するよう滞留空間を整備する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
津波ハザードマップの作成	・作成済
津波避難計画の策定	・策定済
長万部駅周辺施設・アクセス道路整備	・滞留空間 1,300㎡

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業（防災情報システム整備費）【総務】
- ・防災・安全交付金（住宅事業）【建設】
- ・社会資本整備総合交付金【建設】
- ・社会資本整備総合交付金【新幹線】
- ・都市構造再編集集中支援事業【新幹線】

(1)洪水ハザードマップの更新と防災訓練等の実施【重点】

- ・国や北海道の洪水ハザードマップ作成・更新に対応して本町の洪水ハザードマップの更新、ハザードマップや「長万部町水害タイムライン」に基づく防災訓練等の実施を促進する。
- ・大規模災害が発生することを前提として、平常時から本町や国・北海道等の関係機関が共通の時間軸(タイムライン)に沿った具体的な対応を協議し、災害時にはそれを実践していくための訓練を実施する。

(2)河川改修等の治水・河川管理施設の老朽化対策【重点】

- ・河道の掘削、築堤などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- ・樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- ・雨水浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水機場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【推進事業】

- ・特別対策事業費(河川事業)【建設】
- ・防災・安全交付金(河川事業)【建設】

事態1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1) 暴風雪時における道路管理体制の強化【重点】

- ・暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- ・道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(2) 除雪体制の確保

- ・各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- ・将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

(3) 公共交通利用者、道路利用者等の一時受入・退避施設等の整備【重点】

- ・暴風雪に伴う、公共交通機関の運行停止による利用者の足止め、幹線道路等の通行止め等による通行車両の立ち往生・孤立等、北海道の冬の厳しい自然条件に起因する災害の発生に備え、公共交通や道路利用者など一時的に受け入れるなど、車両ごと一時待避できる施設の整備を検討する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
暖房器具等の備蓄状況	現在保有数→必要に応じて拡充

【推進事業】

- ・社会資本整備総合交付金(道路除雪事業)【建設】
- ・防災・安全交付金(除雪機械)【建設】
- ・社会資本整備総合交付金【建設】

事態1-6 厳寒期を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(1)積雪寒冷による避難困難者への対策

- ・厳寒期に災害が発生した場合に積雪寒冷により避難所への移動が困難な被災者を支援するため、支援車両を整備する。

(2)厳寒期を想定した避難所等の対策

- ・厳寒期の自然条件を踏まえ、避難所における防寒対策として、町として備蓄する毛布、発電機、ストーブなど暖房器具の整備を引き続き促進する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
暖房器具等の備蓄状況	現在保有数→必要に応じて拡充

【推進事業】

- ・地域づくり総合交付金【総務】
- ・緊急防災・減災事業【総務】

事態1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(1)関係機関の情報共有化【重点】

- ・災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- ・災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムの活用に向けた国・北海道の取組について本町も参画するとともに、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。
- ・災害時における行政機関の通信回線を確保するため、北海道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進する。
- ・国や北海道が管理する道路、河川、森林等の災害発生時において、町と管理機関が緊密な連絡体制を確保し、町が避難情報の発令等について、時機を失することなく実施できるよう、町と管理機関との連絡体制の維持・整備を推進する。

(2)自主防災組織の結成

- ・地域防災力の向上のため、自主防災組織結成の推進を図るとともに、北海道の「地域防災マスター制度」などの活用により人材を育成して、組織の強化を図る。

(3)住民等への情報伝達体制の強化【重点】

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、本町における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の策定・適宜更新を円滑に行う。
- ・災害時における住民の安否情報の確認のため、国の安否情報システムの活用も含め、情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する。
- ・公衆無線LAN機能を有する設備の整備、防災ラジオ、Lアラート(公共情報コモンズ)を活用した住民、マスメディアへの迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- ・テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の障害時においても、住民へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた設備を整備する。
- ・災害時も含め外国人観光者等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- ・災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を適時に更新して活用するとともに、福祉施設等ごとの具体的な避難方法をまとめた個別の避難確保計画の策定を促進する。

(4)防災教育の推進【重点】

- ・防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画を促進する。
- ・教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、「一日防災学校」等の体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
自主防災組織活動カバー率	7.7%(R7)→拡充

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(防災教育推進費、防災情報システム整備など)【総務】
- ・交通安全施設整備事業(うち強靱化関連経費)【総務】

3-5-2 カテゴリー 2 / 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項

事態2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1)非常用物資の備蓄促進

- ・大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、北海道と連携を図り、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- ・支援制度の活用などを通じ、本町における非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- ・家庭や企業等における備蓄について、住民や各種組織、機関への啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

(2)支援物資の供給等に係る連携体制の整備

- ・物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、本町と北海道・民間企業・団体等との間で応援協定の締結、協定に基づく防災訓練の実施や意見交換会の開催など、平素の活動を促進し、実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- ・NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、本町とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

(3)支援物資の供給等の基盤となる総合的な広域防災拠点の整備 【重点】

- ・道内外において大規模な災害が発生した場合における、応急対策活動の前方支援基盤、救援物資輸送の中継基盤、復旧活動の集結基盤等として情報・通信、食料・物資の備蓄・集配、駐車・駐機・荷捌き、トレーラーハウス等を含む資機材の集積・管理等の機能を総合的に具備した、広域防災拠点の整備を検討する。

【指標値(目標)】

項目	目標値(努力目標)
防災関係の協定件数（民間企業、団体・行政機関）	28件（R7）→拡充

【推進事業】

- ・地域づくり総合交付金【総務】
- ・都市防災総合推進事業(防災訓練費など)【総務】
- ・北海道災害ボランティアセンター運営事業費補助金【総務】

(1)防災訓練等による連携体制の強化及び対応の実効性の向上【重点】

- ・防災計画等の見直しや内容の深化、総合防災訓練の機会などを通じ、北海道、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化する。

(2)自衛隊体制の維持・拡充

- ・国や北海道全体の強靱化に直結する自衛隊の部隊規模や体制を維持するため、本町、近隣自治体、北海道が一体となって組織体制や訓練基盤等の維持・拡充に関する働きかけ等を行うとともに、自衛官の募集・援護業務へ積極的に協力する。

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(防災訓練費など)【総務】

(1)防疫対策

- ・災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等の活動を速やかに行い、避難場所における環境衛生の整備など防疫対策を講じる。
- ・平時における感染症対策として、定期予防接種の実施や、個人で出来る感染症対策についての啓蒙活動を実施する。

(2)被災時の医療支援体制強化

- ・長万部町立病院の医療体制充実を図るとともに、広域的な医療機関相互の連携と機能分担を行い、適正な医療提供や救急医療体制を強化する。
- ・災害時の医療確保のため、町内唯一の医療機関である長万部町立病院における応急用医療資機材の整備を推進する。

(3)避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

- ・炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
予防接種法に基づく予防接種、麻しん・風しんワクチンの接種率	95%(R6)→100%(毎年)
長万部町立病院における応急用医療資機材の整備状況	整備済→必要に応じて更新

【推進事業】

- ・感染症予防費負担金【保健福祉】

3-5-3 カテゴリー3/「行政機能の確保」に関する事項

事態3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(1)災害対策本部機能等の強化【重点】

- ・関係機関及び近隣市町村との連携のもと、災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎、消防本部等、行政施設の耐震化を促進・維持する。
- ・災害対策本部運営等の準拠となる地域防災計画や業務継続計画について、社会経済情勢や自然環境などの変化に応じ見直し等を適時に行う。
- ・災害対策本部の運営に必要な資機材の整備を推進するとともに、本部に配備される職員を対象とした運営訓練を定期的に行うなど、ハードとソフト両面からの体制整備とスキル向上を図る。
- ・災害拠点病院となる長万部町立病院については、病院機能の継続、被災時の周辺住民の避難施設、広域的な救護拠点として免震構造、浸水対策に対応した防災拠点としての機能を将来的に維持するためにも適地への移転・建替を視野に入れ、災害に対する万全な拠点の構築を目指す。

(2)行政の業務継続体制の整備【重点】

- ・本町の業務継続計画を適宜見直し、災害時における業務の継続体制を確保する。
- ・災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、広域連携によるバックアップの検討、重要データサーバー等に係るクラウド管理の強化や、具体的災害を想定した訓練など、IT-BCPの策定検討も踏まえた情報システムの機能維持のための取組を進める。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
町内の消防団員数	134人→150人(定数上限)
庁舎の耐震化状況	耐震済→新庁舎建設(H10)
長万部町消防本部庁舎	耐震済→新庁舎建設(H15)

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(災害時オペレーションシステム事業費)【総務】
- ・消防力強化対策事業(消防団等育成強化対策費補助金)【消防】
- ・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業【総務】

3-5-4 カテゴリー 4 /「ライフラインの確保」に関する事項

事態4-1 エネルギー供給の停止

(1)電力基盤等の導入拡大【重点】

- ・災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源として機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上必要な施設等への導入とともに、市街地等における施設間のネットワーク化を進める。

(2)多様なエネルギー資源の活用

- ・エネルギー構成の多様化に向けた取組を推進するとともに、ガスコージェネレーションシステム、ガスヒートポンプ、ガス非常発電機などの導入促進にも留意する。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、関連プロジェクトの導入など、関連施策を総合的に推進する。

(3)石油燃料供給の確保

- ・避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【推進事業】

- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【まちづくり】
- ・新エネルギー設備導入支援事業【まちづくり】
- ・省エネルギー設備導入計画等作成支援事業【まちづくり】
- ・エネルギー地産地消事業化モデル支援事業【まちづくり】
- ・災害時給油体制緊急整備事業【総務】
- ・林業・木材産業循環成長対策交付金【産業】

(1)食料生産基盤の整備・拡充【重点】

- ・平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農水産業生産地の一員として、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備・拡充を着実に推進する。
- ・本町の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、農水産業の持続的な経営に資する取組を推進する。

(2)道産食料品の販路拡大

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

【推進事業】

- ・食品製造業のマーケティング力強化事業【産業】
- ・成長市場向けマーケティング支援事業【産業】
- ・企業立地促進費補助金【まちづくり】
- ・農業人材確保対策推進事業【産業】
- ・農業農村整備事業【産業】
- ・中山間地域等直接支払交付金【産業】
- ・強い農業づくり事業【産業】
- ・水産基盤整備事業【産業】

(1)水道施設等の防災対策

- ・災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- ・災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保、応急給水体制の整備を促進する。

(2)下水道施設等の防災対策【重点】

- ・災害時に備えた業務継続計画(下水道BCP)を運用し、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。

(3)ガス管施設等の防災対策

- ・地震対策の更なる強化として、低圧ガス導管の耐震化対策を計画的に行う。
- ・有水ガスホルダーから球形ホルダーへの転換を行う。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
水道の基幹管路の耐震適合率	経営戦略水道施設台帳、資産台帳を整備し、更新計画を策定
下水道BCPの策定	下水道BCP網羅版を策定、現行計画を更新
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施	下水道施設台帳、資産台帳を整備し、更新計画を策定
下水道施設の長寿命化計画策定	下水道ストックマネジメント計画等を策定済 (R2)
低圧ガス導管の耐震化	93.0% (R7) →96% (R12)

【推進事業】

- ・防災・安全交付金(上水道事業)【水道ガス】
- ・簡易水道等施設整備費補助金(水道事業)【水道ガス】
- ・防災・安全交付金(下水道事業)【水道ガス】
- ・社会資本整備総合交付金(下水道事業)【水道ガス】
- ・ガス耐震化対策事業(ガス事業)【水道ガス】

(1)交通ネットワークの整備【重点】

- ・災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路・地域高規格道路（渡島半島横断道路）と連結するアクセス道路の整備や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。
- ・整備済みの町道・都市計画道路などについては計画的に適切な維持管理に努める。
- ・国や北海道が管轄する老朽化した橋梁等の架け替え、急カーブの改修等整備の要望を継続する。
- ・北海道新幹線長万部駅開業までに、周辺自治体からの交通アクセス環境整備を推進する。
- ・道道昇格した町道本通線の一部について、将来の交通量に見合った整備を要望する。
- ・北海道新幹線の着工により、鉄道と交差する道路等の交通機能を確保するため、可能な限り機能が失われないよう努力し、機能の維持と回復を追求する。

(2)道路施設の防災対策等【重点】

- ・道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩盤崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- ・橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
- ・橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- ・交通安全施設の整備など、冬期や災害時にも対応できるような安全で快適な道路づくりに努める。

(3)鉄道の機能維持・強化

- ・北海道新幹線の供用が予定されていることを踏まえ、国、北海道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。
- ・新幹線長万部駅は室蘭方面への連絡起点としての役割の重要性が高いことから、在来線や多様な交通手段との連携など利便性の高い鉄道拠点形成する。
- ・新幹線・在来線運休時の、乗客の一時避難場所となる滞留空間を駅周辺施設に整備する。
- ・魅力ある駅周辺の整備により、新幹線の乗降客や国道からの集客に結びつけ、中心市街地や駅周辺地域の活性化、定住促進を図る。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
長万部駅周辺施設整備	滞留空間 1,300㎡

【推進事業】

- ・道路メンテナンス補助事業【建設】
- ・防災・安全交付金(道路事業)【建設】
- ・防災・安全交付金(道路事業)【新幹線】
- ・交通対策調整事業(鉄道利用促進事業)【まちづくり】
- ・都市構造再編集集中支援事業【新幹線】

3-5-5 カテゴリー5/「経済活動の機能維持」に関する事項

事態5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(1)リスク分散及び地域の活性化を重視した企業立地等の促進【重点】

- ・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、道内外に所在する企業の拠点の移転、立地に向けた取組を促進する。

(2)企業の業務継続体制の強化

- ・大災害における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
企業・生産拠点等立地件数	1件

【推進事業】

- ・企業立地促進費補助金【まちづくり】
- ・本社機能・オフィス拠点誘致加速化事業【まちづくり】
- ・道内中小企業BCP策定促進事業【総務】

3-5-6 カテゴリー6/「二次災害の抑制」に関する事項

事態6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(1)森林の整備・保全

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- ・エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(2)農地・農業水利施設等の保全管理

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【推進事業】

- ・森林整備事業(造林・林道)【産業】
- ・豊かな森づくり推進事業【産業】
- ・エゾシカ緊急対策事業【産業】
- ・エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業【産業】

3-5-7 カテゴリー7/「迅速な復旧・復興等」に関する事項

事態7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(1)災害廃棄物の処理体制の整備

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「長万部町災害廃棄物処理計画」に基づき、廃棄物処理体制を整備する。

(2)地籍調査データの管理

- ・発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査のデータ管理を推進する。

【指標(目標値)】

項目	目標値(努力目標)
災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済 (R5年)
地籍調査進捗率 (平野部は実施済)	41%(R7)→情報管理の継続

【推進事業】

- ・市町村地籍調査事業【建設】

事態7-2復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(1)災害対応に不可欠な建設業等の事業者との連携

- ・災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業等の事業者との連携体制を強化する。
- ・災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(2)行政職員の活用促進

- ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町及び国・北海道の行政職員の相互応援体制を強化する。

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(防災訓練費)【総務】

第4章 計画の進捗管理

4-1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「基本計画」及び「北海道強靱化計画」並びに「第4次長万部町まちづくり総合計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年(令和8年度から令和12年度まで)とする。

また、本計画は、長万部町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

4-2 計画の推進方法

4-2-1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局について
 - ・計画期間における施策推進の工程の管理
 - ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点の把握
 - ・当該年度における予算措置状況の管理
 - ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項の整理
 - ・指標の達成状況の把握
- 等

4-2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、長万部町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

4-2-3 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

【別表1】

長万部町強靱化のための推進事業一覧（1）

所管課	事業名	リスクシナリオ	事業概要	箇所・地区
総務課	土砂災害基礎調査	事態1-2	警戒避難体制の整備	全町
	都市防災総合推進事業(防災情報システム整備費)	事態1-3	津波避難体制の整備	町域各地区
	地域づくり総合交付金	事態1-6 事態2-1	厳寒期を想定した避難所等の対策 非常用物資の備蓄促進	各避難所等
	緊急防災・減災事業	事態1-6	避難困難者の支援車両の整備	町域各地区
	都市防災総合推進事業 (防災教育推進費、防災情報システム整備費など)	事態1-7	防災情報システムの整備 町と管理機関との連絡体制整備	
	交通安全施設整備事業 (うち強靱化関連経費)	事態1-7	交通情報提供設備、信号電源付 加装置の整備	
	北海道災害ボランティアセンター運営事業費補助金	事態2-1	ボランティア受入体制の整備、ボラン ティアの育成	庁内
	都市防災総合推進事業(防災訓練費など)	事態2-1 事態2-2	支援物資の供給等に係る連携体制 の整備 総合防災訓練の実施、自衛隊生地 訓練の誘致	町内
	都市防災総合推進事業(災害時オペレーションシ ステム事業費)	事態3-1	災害対策本部機能等の強化 行政の業務継続体制の整備	庁内
	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業			
	災害時給油体制緊急整備事業	事態4-1	多様なエネルギー資源の活用 再生可能エネルギーの導入拡大	町域各地区
	道内中小企業BCP策定促進事業	事態5-1	企業の業務継続体制の強化	
	都市防災総合推進事業(防災訓練費)	事態7-2	災害対応に不可欠な建設業等の事 業者との連携	
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	事態4-1	多様なエネルギー資源の活用 再生可能エネルギーの導入拡大		
新エネルギー設備導入支援事業				
省エネルギー設備導入計画等作成支援事業				
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業				
まちづくり 推進課	企業立地促進費補助金	事態4-2 事態5-1	企業・生産拠点等の立地促進 企業の業務継続体制の強化	町域各地区
	交通対策調整事業(鉄道利用促進事業)	事態4-4	鉄道の機能維持・強化	
	本社機能・オフィス拠点誘致加速化事業	事態5-1	企業立地等の促進	

【別表1】

長万部町強靱化のための推進事業一覧（2）

所管課	事業名	リスクシナリオ	事業概要	箇所・地区
新幹線 推進課	都市構造再編集集中支援事業	事態1-1	避難場所等の指定・整備	町域各地区
	社会資本整備総合交付金	事態1-3	津波避難体制の整備	
	都市構造再編集集中支援事業			
	防災・安全交付金(道路事業)	事態4-4	交通ネットワークの整備 道路施設の防災対策 鉄道の機能維持・強化	
	都市構造再編集集中支援事業			
保 健 福祉課	社会福祉施設整備事業	事態1-1	福祉避難所の指定・整備	町域各地区
	感染症予防費負担金	事態2-3	防疫対策	
産 業 振興課	森林整備事業	事態1-2	治山施設の整備と森林の維持造成 砂防施設等の整備	町域森林・山林地区
	治山事業			
	林業・木材産業循環成長対策交付金	事態4-1	多様なエネルギー資源の活用 再生可能エネルギーの導入拡大	
	食品製造業のマーケティング力強化事業	事態4-2 事態5-1	食料生産基盤の整備 企業・生産拠点等の立地促進	町域各地区
	成長市場向けマーケティング支援事業			
	地域観光振興事業			
	農業人材確保対策推進事業	事態4-2	農業の体質強化	
	中山間地域等直接支払交付金			
	農業農村整備事業		食料生産基盤の整備	
	強い農業づくり事業		農畜産物及び加工品の販路拡大	
	水産基盤整備事業			
			水産業の体質強化 生産基盤の整備・拡充	
森林整備事業(造林・林道)	事態6-1	森林の整備・保全	町域森林・山林地区	
豊かな森づくり推進事業	事態6-1	森林の整備・保全		
エゾシカ緊急対策事業 エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業		野生鳥獣による森林被害の防止		

【別表1】

長万部町強靱化のための推進事業一覧（3）

所管課	事業名	リスクシナリオ	事業概要	箇所・地区
建設課	社会資本整備総合交付金	事態1-1 事態1-2 事態1-3	建築物等の老朽化対策 広域避難者受入施設の整備 津波避難体制の整備	町域各地区
	社会資本整備総合交付金(住宅事業) 防災・安全交付金(住宅事業)	事態1-1 事態1-3	津波避難体制の整備 老朽化公営住宅の建替え、長寿命化修繕	
	防災・安全交付金(河川事業) 特別対策事業費(河川事業)	事態1-1 事態1-4	河川改修等の治水対策 河川管理施設の老朽化対策	町域普通河川流域
	道路メンテナンス補助事業	事態1-1 事態4-4	緊急輸送道路等の整備 道路施設の防災対策等	町域各地区
	防災・安全交付金(砂防事業)	事態1-2	砂防施設等の整備	町域普通河川流域
	社会資本整備総合交付金(道路除雪事業)	事態1-5	暴風雪時の道路管理体制整備	町域各町道
	防災・安全交付金(除雪機械)		除雪体制の確保	
	社会資本整備総合交付金		道路利用者等の退避施設の整備	
	社会資本整備総合交付金(道路事業) 防災・安全交付金(道路事業)	事態1-1 事態4-4	緊急輸送道路の整備 高規格道路に接続する地域交通ネットワーク(迂回路)の整備	
	市町村地籍調査事業	事態7-1	地籍データの管理	全町
水道 ガス課	防災・安全交付金(上水道事業)	事態4-3	水道施設の耐震化、老朽化対策	町域各地区
	簡易水道等施設整備費補助金			
	防災・安全交付金(下水道事業)		下水道施設の耐震化、老朽化対策	
	社会資本整備総合交付金(下水道事業)		ガス管施設等の防災対策	
ガス耐震化対策事業(ガス事業)				
教育 委員会	学校施設環境改善交付金	事態1-1	学校施設の耐震化改修	町内小中学校
	公立学校施設等整備事業債		学校施設のバリアフリー化	
消防	消防力強化対策事業(消防団等育成強化対策費補助金)	事態3-1	災害対策本部機能等の強化	町域各地区

【別表2】 施策プログラム（施策項目）一覧（1）

最悪の事態の設定		施策プログラム（施策項目）	重点 施策	備考
カテゴリー	起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）			
カテゴリー1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	(1) 住宅・建築物等の耐震化	◎	
		(2) 建築物等の老朽化対策	◎	
		(3) 避難場所等の指定・整備		
		(4) 緊急輸送道路等の整備	◎	
		(5) 地盤等の情報共有		
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	(1) 警戒避難体制の整備		
		(2) 砂防施設等の整備		
		(3) 噴火による広域避難者の受け入れ体制の整備		
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	(1) 津波避難体制の整備		
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	(1) 洪水ハザードマップの更新と防災訓練等の実施	◎	
		(2) 河川改修等の治水・河川管理施設の老朽化対策	◎	
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	(1) 暴風雪時における道路管理体制の強化	◎	
		(2) 除雪体制の確保		
		(3) 公共交通利用者、道路利用者等の一時受入・退避施設等の整備	◎	
1-6 厳寒期を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	(1) 積雪寒冷による避難困難者への対策			
	(2) 厳寒期を想定した避難所等の対策			
1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	(1) 関係機関の情報共有化	◎		
	(2) 自主防災組織の結成			
	(3) 住民等への情報伝達体制の強化	◎		
	(4) 防災教育の推進	◎		
カテゴリー2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	(1) 非常用物資の備蓄促進		
		(2) 支援物資の供給等に係る連携体制の整備		
		(3) 支援物資の供給等の基盤となる総合的な広域防災拠点の整備	◎	
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	(1) 防災訓練等による連携体制の強化及び対応の実効性の向上	◎	
		(2) 自衛隊体制の維持・拡充		
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	(1) 防疫対策		
		(2) 被災時の医療支援体制強化		
		(3) 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮		
	カテゴリー3 行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下	(1) 災害対策本部機能等の強化	◎
(2) 行政の業務継続体制の整備			◎	

【別表2】 施策プログラム（施策項目）一覧（2）

最悪の事態の設定		施策プログラム（施策項目）	重点 施策	備考	
カテゴリー	起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）				
カテゴリー4 ライフラインの 確保	4-1	エネルギー供給の停止	(1) 電力基盤等の導入拡大	◎	
			(2) 多様なエネルギー資源の活用		
			(3) 石油燃料供給の確保		
	4-2	食料の安定供給の停滞	(1) 食料生産基盤の整備・拡充	◎	
			(2) 道産食料品の販路拡大		
	4-3	上下水道等の長期間にわたる 機能停止	(1) 水道施設等の防災対策		
			(2) 下水道施設等の防災対策	◎	
			(3) ガス管施設等の防災対策		
	4-4	町外との基幹交通及び地域 交通ネットワークの機能停止	(1) 交通ネットワークの整備	◎	
(2) 道路施設の防災対策等			◎		
(3) 鉄道の機能維持・強化					
カテゴリー5 経済活動の 機能維持	5-1	サプライチェーンの寸断や中枢 機能の麻痺等による企業活動 等の停滞	(1) リスク分散及び地域の活性化を重視した企業立地等 の促進	◎	
			(2) 企業の業務継続体制の強化		
カテゴリー6 二次災害の 抑制	6-1	農地・森林等の荒廃による被 害の拡大	(1) 森林の整備・保全		
			(2) 農地・農業水利施設等の保全管理		
カテゴリー7 迅速な復旧 ・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞等 による復旧・復興の大幅な遅 れ	(1) 災害廃棄物の処理体制の整備		
			(2) 地籍調査データの管理		
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶 対的不足	(1) 災害対応に不可欠な建設業等の事業者との連携		
			(2) 行政職員の活用促進		

長万部町国土強靱化地域計画（改訂版）

発行日	令和8年3月
発行	長万部町
編集	長万部町まちづくり推進課 〒049-3592 北海道山越郡長万部町字長万部 453 番地 1 TEL.01377-2-2000（代表）FAX.01377-2-4884（代表）
